



議案第百九号

中部広域行政管理組合規約を変更する協議について

次のとおり中部広域行政管理組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年十二月十七日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾年拾貳月拾九日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

中部広域行政管理組合同規約の一部を改正する規約

中部広域行政管理組合同規約（昭和四十六年十一月一日許可）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、同条を次のように改める。

（事務局の設置）

第十三条 組合に事務局を置く。

2 事務局に吏員その他の職員を置く。

3 吏員その他の職員は、理事会が任免する。ただし、消防長を除く消防職員については、

理事会の承認を得て消防長が任免し、教育長その他教育委員会事務局の職員については教

育委員会が任免する。

4 吏員その他の職員の定数は、条例で定める。

第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

（助 役）

第九条 組合に助役一人を置く。

2 助役は、理事会が議会の同意を得て組織市町村の助役のうちから選任する。

3 助役は、理事会を補佐し、組合の職員の担任する事務を監督する。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。